（案）

第４次地域管理経営計画書
第４次国有林野施業実施計画書

（南薩森林計画区）

（第３次変更計画）

計画期間
自　平成２６年４月　１日
至　平成３１年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

（案）

第４次地域管理経営計画書

（南薩森林計画区）

（第３次変更計画）

計画期間
自　平成２６年４月　１日
至　平成３１年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

国有林野の多様で豊かな自然環境、森林･林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等を推進するため、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２６年３月策定、平成２８年３月変更、平成２９年３月変更、計画期間：平成２６年４月１日～平成３１年３月３１日）の変更内容

（１）「６　国民の参加による森林の整備に関する事項」の「（３）その他必要な事項」を上記理由により変更する。

なお、「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目　　次

6　国民の参加による森林の整備に関する事項　……　1
（３）その他必要な事項　……　1

６　国民の参加による森林の整備に関する事項

（３）その他必要な事項

名称	面積(ha)	位置(林小班)
多様な活動の森	2.31	７３ぬ、７３る、７３る１

（案）

第４次国有林野施業実施計画書

（南薩森林計画区）

（第３次変更計画）

計画期間

自　平成２６年４月　１日

至　平成３１年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九　州　森　林　管　理　局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

「多様な活動の森」の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。
なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２６年３月策定、平成２８年３月変更、平成２９年３月変更、計画期間：平成２６年４月１日～平成３１年３月３１日）の変更内容

（１）「８　その他必要な事項」の「（２）フィールドの提供」を上記理由により変更する。

目　　次

８　その他必要な事項 ･･･ 1

（２）フィールドの提供 ･･･ 1

８　その他必要な事項

（２）フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
７３ぬ、７３る、 ７３る１	多様な活動の森	平成２９年１０月１９日協定 入来浜自治会